

8-2 参政権と、関連の問題 <基礎編>

国民の政治参加にはどのような問題があるのだろうか？

選挙権と選挙制度

憲法は「公務員を選定し、及びこれを^{ひめん}罷免することは国民固有の権利である」と定めており、これに基づいて**公職選挙法**が制定されていて、20歳以上の日本国民（有権者）は、国会議員、地方公共団体の議会の議員と**首長**（都道府県知事・市町村長）の**普通選挙**【①】に参加し、全員等しく1票を（**平等選挙**）、中身を知られることなく（**秘密選挙**）、投票できる【②】。

議員の選挙制度は、候補者個人に投票するものと政党に投票するものの2種類に大別される。前者には、一つの選挙区から一人の議員を選出する**小選挙区制**と、二人以上の議員を選出する**大選挙区制**とがある。結果的に落選した候補者に投じられた票を**死票**と呼ぶが、小選挙区制は多数派が議席を獲得しやすい反面、多くの死票を生み出す【③】。この欠点を改良したのが大選挙区制である【④】。これら2つの制度に対して、政党に投票し各政党の得票に応じて議席を分配する**比例代表制**は、少数派も議席を獲得しやすいため死票が少なくできるが、小党が乱立しやすいという傾向がある。現在、国会議員は上記3つの制度の組み合わせで実施されている。また地方公共団体の議会議員は主として大選挙区制で実施されている。なお首長の選挙は、小選挙区制で選挙しているのと同じことである。

選挙が公正に行われるためには、選挙区ごとの有権者の数と、その選挙区から選出される議員数（定数）の比率は、すべての選挙区で同じでなければならない。しかし、特に現在の国会議員の選挙においては、農村地域と都市地域との間でこの比率が大きく異なっている。これを「**一票の格差**」の問題という。

最高裁判事 国民審査権

裁判所は**違憲法令審査権**をもつゆえに「**憲法の番人**」と言われることがある。裁判所がきちんと憲法と国民の権利を守るような裁判をしなくなったら、民主政治は大きく崩れてしまう。最高裁判所の裁判官の国民審査は、裁判官の就任後と以後10年ごとに、衆議院議員総選挙の際に一緒に実施されている。

憲法改正の 国民投票

憲法の改正をするためには、国会の衆議院・参議院それぞれで3分の2以上の賛成に加えて、国民の過半数の賛成が必要である。この**国民投票**の手続きを定めた法律が2007年に整えられたが、内容については強い批判がある。

①「普通選挙」とは、一定の年齢に達した者すべてに選挙権が与えられている選挙のことである。

ちなみに戦前は制限選挙で、女性には選挙権が与えられていなかった。また1925年までは男性でも高額納税者にしか選挙権がなかった。

②なお被選挙権は、20歳以上ではない。

衆議院議員・都道府県議会議員・市町村長・市町村議会議員は25歳以上、参議院議員・都道府県知事は30歳以上でなければ立候補できない。

また内閣総理大臣（首相）は国会の指名によって選出され、国民が直接選挙するのではない。

③仮に、最得多票者（当選者）の得票が全投票数の過半数に達しない場合は、その選挙区の過半数の有権者の投票が死票となっている（過半数の有権者の意見が議会に反映されていない）ことになる。

④小選挙区制の欠点を補う方法としては、他に上位2名の候補者だけで決戦投票をする方法もあるが、日本では採用されていない。